記入例
（裁判離婚）

離　婚　届

離婚届を提出する日付を記入してください。

令和●年●月●日　届出

東京都府中市　　長 殿

消せるペンや鉛筆は使用しないでください。
文字を誤って記入した場合は、修正液や修正テープは使用せず、二重線で訂正してください。

	夫	妻
（フリガナ）氏名	フチュウ　タロウ 府中　太郎	フチュウ　ハナコ 府中　花子
生年月日	昭和 平成 元 年 12 月 31 日	昭和 平成 元 年 9 月 30 日
住所（住民登録をしているところ）	東京都 府中市 宮西町 ２丁目 ２４番地の １	東京都 府中市 西府町 １丁目 ６０番地の １
本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	東京都 府中市 寿町 １丁目 ５　番地 番 の１ 筆頭者の氏名　府中　太郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父　府中　一郎 母　府中　ひばり 養父　長男、二男、三男 … 養母	妻の父　東京　一都 母　窓口　けやき 養父　窓口　努 養母
続き柄	長男 養子	二
離婚の種別	☐協議離婚 ☐調停　年　月　日成立 ☑審判　令和●年●月●日確定	☐和解　年　月　日成立 ☐請求の認諾　年　月　日認諾 ☐判決　年　月　日確定
婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐夫 ☑妻 は ☐もとの戸籍にもどる ☑新しい戸籍をつくる 東京都府中市西府町１丁目６０　番地 番 の１ （フリガナ）マドグチ　ハナコ 筆頭者の氏名　窓口　花子	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子　府中　春男	妻が親権を行う子　府中　夏男　府中　秋子
(6) 同居の期間	平成●年●月から（同居を始めたとき）	令和●年●月まで（別居したとき）
(7) 別居する前の住所	☐夫 ☑妻 の住所に同じ（左記以外の場合）　丁目　番地　番　号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	☐１．農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐２．自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐３．企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） ☑４．３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） ☐５．１から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐６．仕事をしている者のいない世帯	
(9) 夫妻の職業	（国勢調査の年…　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業　専門・技術職	妻の職業　事務職
(10) その他		
届出人署名（※押印は任意）	夫　印	妻　府中　花子　印

届書に世帯主の欄がある場合でも記入は不要です。

戸籍謄本に記載されている父母（養父母）を現在の氏名で記入してください。父母（養父母）が亡くなっている場合でも記入をしてください。

離婚届と同時に転居届や転入届を出す場合は、**届出後**の内容を書いてください。
転出届を同時に出す場合は**転出前**の内容を書いてください。

離婚届だけでは住所や世帯主は変わりません。開庁時間中に「住民異動届」を提出してください。

裁判の申立人（提起者）の署名（相手方の署名は不要です。）

令和　年　月　日 午前 午後　時　分 受	
夫	☐免 ☐旅 ☐マ ☐未来庁 ☐無 ☐その他（　）
不受理	☐有 ☐無
通知	☐要
妻	☐免 ☐マ ☐未 ☐無 ☐そ（　）
不受理	☐有
通知	☐要
使者	☐免 ☐マ ☐そ ☐無（　）
送付	令和　年　月　日

記入不要

住所を定めた年月日	
夫	日
妻	日

記入不要

日中連絡のつきやすい番号を記入してください。

連絡先	夫（　　）　－	妻（●●●）●●●●－●●●●

裁判での離婚の場合、証人は不要です。

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意）	印	印

①届出人が婚姻前の氏にもどる者の場合
＜旧姓にもどりたい場合＞
☑もとの戸籍にもどる：婚姻直前の本籍・筆頭者の氏名
☑新しい戸籍をつくる：新しい本籍・旧姓にもどる方本人の氏名
※もどる戸籍がすでに除籍されている場合は、新しい戸籍をつくることになります。
＜婚姻中の氏を継続したい場合＞
この欄は空欄です。「離婚の際に称していた氏を称する届」（戸籍法７７条の２の届）を同時に出してください。
別に提出する場合には、一度婚姻前の氏に戻ります。

②届出人が婚姻前の氏にもどる者でない場合
原則旧姓にもどり、婚姻直前の戸籍にもどります。
もどる戸籍がすでに除籍されている場合は、もとの戸籍と同地番に新本籍を編成します。
＜旧姓で新しい戸籍をつくりたい場合＞
その他の欄に旧姓にもどる夫（妻）が新戸籍をつくる旨を記載します。
例 新戸籍編製の申出をします 新戸籍 ○○県○○市○○町○丁目○番地　府中 花子（署名）
＜婚姻中の氏を継続したい場合＞
離婚届の出人が「離婚の際に称していた氏を称する届」（戸籍法７７条の２の届）を預かり、離婚届と同時に提出を行うか、一度旧姓に戻り３か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」（戸籍法７７条の２の届）を提出してください。

されています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・**未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。**
☑**面会交流について取決めをしている。**
☐**まだ決めていない。**
［面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流をすること。

・**経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の☐にあてはまるものにしるしをつけてください。**
☑**養育費の分担について取決めをしている。**
取決め方法：（☑公正証書　☐それ以外）
☐**まだ決めていない。**
［養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

未成年の子、経済的に自立していない子がいる場合は記入してください。

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとＱ＆Ａ」をご覧ください。

るときに考えておくべきことをまとめた情報を法務

法務省作成のパンフレット

や養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相
護士費用の立替えをご利用いただける場合もありま

必要書類
・裁判所発行の書類
調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374　【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎署名は必ず本人が自署してください。

離婚届の書きかた・出しかた（府中市）
提出する前にご確認ください